

# 第13章 自己点検評価

## I. 大学

〔全学点検評価委員会〕

《自己点検・評価》

〔達成（到達）目標〕

点検評価の結果を受け速やかに改善が行われるシステムの構築

### 1. 自己点検・評価を行うための制度

〔現状の説明〕

本学では1995年に「名古屋学院大学自己点検・評価規程」を制定して以来、自己点検・評価に誠実に取り組んできた。その後、大学院の設置にともなって教育・研究機関として一層の充実を図るため、2004年度末に自己点検・評価の規程を改正し、新しい規程の下に自己点検・評価を行なってきている。規程改正後、部長会からの選出を固定化することとし、大学院の自己点検・評価も全学的な組織の中で行うと同時に、全学点検評価委員会の構成および委員の任期等の明確化を図ってきた。

この規程に基づく教育研究活動等の状況に関する自己点検・評価の体制は、以下のとおりである。

(1) 全学点検評価委員会

(2) 大学院点検評価委員会

① 経済経営研究科点検評価委員会

② 外国語学研究科点検評価委員会

③ 外国語学研究科通信教育課程点検評価委員会

(3) 学部点検評価委員会

① 経済学部点検評価委員会

② 商学部点検評価委員会

③ 外国語学部点検評価委員会

④ 人間健康学部点検評価委員会

⑤ 留学生別科点検評価委員会

(4) 部門点検評価委員会

① 宗教部点検評価委員会

② 教務部点検評価委員会

③ 学生部点検評価委員会

④ 入学センター点検評価委員会

⑤ キャリアセンター点検評価委員会

⑥ 学術情報センター点検評価委員会

⑦ 総合研究所点検評価委員会

⑧ 国際交流センター点検評価委員会

全学点検評価委員会は、大学協議会から4名、大学院各研究科から研究科長を含み2名、各学部から学部長を含み2名、宗教部長、学術情報センター長、総合研究所長および事務局長の計20名によって構成され、委員長および委員を補佐する幹事4名は本委員会で互選される。委員の任期は3年である（ただし、大学協議員および部長については、その任期とする）。

大学院点検評価委員会と学部点検評価委員会は大学院または学部の構成員の一部によって、ま

た部門点検評価委員会は各部門の委員ならびに事務局担当者の一部によって構成されている。なお、委員長は各委員会の互選によって決定し、委員の任期は1年である。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

点検評価は、大学および大学院教育を推進する上で極めて重要な役割を担っており、形の上では大学院・学部・部門で構成され、学長に答申することが明記されている。しかし、自己点検・評価が機能的になされている点検評価委員会も一部あるが、必ずしもすべての委員会で組織的な対応が行われているとはいえない。

#### 〔将来の改革に向けた方策〕

自己点検・評価は、教育・研究の向上に寄与して現在に至っているといえる。今後、さらに各委員会がそれぞれの任務を十分に認識し、大学の改善と発展のために点検評価を機能的に行うシステムを構築しなければならない。

## 2. 自己点検・評価結果から改善・改革を行うための制度

### 〔現状の説明〕

全学点検評価委員会は、大学運営に関する全体的な事項について自己点検・評価を行なう組織であり、全学的見地から、大学院点検評価委員会、学部点検評価委員会および部門点検評価委員会が必要とする自己点検・評価について、企画、立案および調整などを行ない、各委員会による点検評価の結果を毎年、教育・研究の最高責任者である学長に報告、さらに冊子『名古屋学院大学の現状と課題』として発行、ホームページへもアップロードし公開している。また、全学点検評価委員会は、各点検評価委員会による自己点検・評価の結果を踏まえて問題を整理し、重要課題としての総括書を学長に提出している。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

全学点検評価委員会をはじめとする各点検評価委員会による自己点検・評価の結果に基づいて、改善および改革を行なう組織は、学長、学部長および各部長の下で必ずしも機能的に動いていない。多くの労力を費やして作成した自己点検・評価の結果を、有効に活用するシステムが十分に機能していない。

### 〔将来の改革に向けた方策〕

各点検評価委員会による自己点検・評価の結果を有効に活用し、本学を充実・発展していくためには、それを踏まえた改善・改革を推進することをシステム化し、各組織の責任の明確化を図る必要がある。具体的には、学長に提出した総括書を大学協議会で議題として取り扱い、改善に向けて鋭意努力する必要がある。

現状においては、自己点検・評価の結果報告が繰り返されるだけで改善に反映されない可能性があるため、前年度の達成度の評価を制度化して、改善の着実な発展を成し遂げることが要求される。

## 3. 自己点検・評価の客観性を確保するためのシステム

### 〔現状の説明〕

全学点検評価委員会は、大学院点検評価委員会、学部点検評価委員会および部門点検評価委員会が行なった自己点検・評価の結果を冊子に編集するに当たり、各委員会が作成した自己点検・評価の客観性・妥当性について吟味し、問題があると判断したときには、自己点検・評価のやり直しを当該委員会または担当者に指示することになっている。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

全学点検評価委員会では、時間的制約もあり各委員会で集約された点検評価の内容をチェック

することには限界がある。多くは形式的なチェック機能にとどまり、自己点検・評価のやり直しを指示する場合は少ない。

事実上、幹事会の編集作業に自己点検・評価の客観性・妥当性の判断が委ねられている。組織上、学部・部門において客観性・妥当性が保証されていることが前提であるが、同一学部でも複数の担当者が執筆することから整合性に問題がある場合や個人的な視点が強調されすぎて、客観性・妥当性からみて検討を要する場合もある。

#### **【将来の改革に向けた方策】**

本来、各学部・部門における点検・評価結果の段階で、自己点検・評価の客観性・妥当性は確保されていなければならないことである。一部の学部等ではなされていることであるが、各学部・部門内で方針を決めて作成し、学部・部門の責任者が点検・評価結果を通読した後提出することが必要である。

上述のような過程を踏まえて提出された点検・評価結果に客観性・妥当性がないと判断された場合は、全学点検評価委員会の議を経てしかるべき措置をとり、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保しなければならない。

あわせて、大学協議会において議題として取り扱い、その改善に向けての努力することが望ましい。